

岩手県道路除排雪業務委託に係る
特定共同企業体要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、岩手県が発注する道路除排雪業務委託に係る特定共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2 この要綱の対象とする業務は、次に掲げる広域振興局土木部等の道路除排雪業務とする。

- (1) 盛岡広域振興局土木部
- (2) 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
- (3) 県南広域振興局土木部
- (4) 県南広域振興局土木部花巻土木センター
- (5) 県南広域振興局土木部遠野土木センター
- (6) 県南広域振興局土木部北上土木センター
- (7) 県南広域振興局土木部一関土木センター
- (8) 県南広域振興局土木部千厩土木センター
- (9) 沿岸広域振興局土木部
- (10) 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (11) 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- (12) 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
- (13) 県北広域振興局土木部
- (14) 県北広域振興局土木部二戸土木センター

(特定共同企業体の運営形態)

第3 特定共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で、一体となって業務を共同遂行する方式とする。

(構成員数)

第4 特定共同企業体の構成員数は、地域の実情に応じ円滑な共同履行が確保できる数とする。

(出資比率)

第5 特定共同企業体の各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上とする。

(代表者要件)

第6 特定共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち出資比率が最大である者とする。

(結成方法)

第7 特定共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(提出書類)

第8 特定共同企業体が入札に参加しようとする場合は、別に定める道路除排雪業務特定共同企業体協定書を提出するものとする。

2 一の業者が構成員となることができる共同企業体の数は、一契約につき一とする。

(共同企業体編成表)

第9 落札した特定共同企業体は、委託契約締結後、速やかに別に定める特定共同企業体編成表を提出しなければならない。

附 則 (令和7年7月29日道環第206号)

この要綱による特定共同企業体の結成は、令和7年7月29日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。